

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第六条 （略）</p> <p>一〇七 （略）</p>	<p>（一般競争入札について公告をする事項）</p> <p>第六条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第六十七條の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 競争入札に付する事項二 契約条項を示す場所三 入札保証金に関する事項四 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付五 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

第七条 (略)

2 (略)

第八条 (略)

- 六 第八条に規定する文書の交付に関する事項
- 七 落札者の決定の方法

(指名競争入札の公示等)

第七条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとするときは、前条の規定により一般競争入札について公告をするものとされている事項について、公示をしなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第百六十七条の十二第二項の規定により通知するときは、同項の規定により通知しなければならない事項及び同条第三項において準用する同令第百六十七条の六第二項の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 前条第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 一連の調達契約にあつては、前条第四号に掲げる事項
- 三 契約の手續において使用する言語

(入札説明書の交付)

第八条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、これらの競争入札に参加しようとする者に対し、その者の申請により、入札を行うため必要な事項として当該特定地方公共団体の規則で定める事項について説明する文書を交付するものとする。

第九条 (略)

(複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達)

第十条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争入札に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができる。

2| 前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。

3| 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札により落札者を定めた場合において、落札者のうち契約を結ばない者があるときは、その者の落札していた数量の範囲内で、まず前項に規定する最後の順位の落札者について同項の規定により落札がなかったものとされた数量の落札があったものとし、次に第九項の規定により落札者とならなかった者についてその者の入札数量の落札があったものとすることができる。

4| 前項の場合において、第九項の規定により落札者とならなかった者が

(落札者の決定方法の制限)

第九条 地方自治法施行令第六十七条の十第二項(同令第六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定は、特定調達契約については、適用しない。

二人以上あるときは、同項の規定の例によりその順位を決定し、また、最後の順位に当たる者の入札数量について第二項に規定する場合に準ずべき場合があるときは、同項の規定の例による。

5 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき第一項の規定による一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該特定調達契約について地方自治法施行令第六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、第六条の規定により公告をしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。

一 第一項の規定による一般競争入札の方法による旨

二 第二項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨

三 第十一項の規定により当該一般競争入札を取り消すことがある旨

四 端数の入札を制限する場合にはその旨

6 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき第一項の規定による指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該特定調達契約について第七条第一項の規定により公示をするときは、同項の規定により公示をしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公示をしなければならない。

一 第一項の規定による指名競争入札の方法による旨

二 第二項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨

三 第十一項の規定により当該指名競争入札を取り消すことがある旨

四 端数の入札を制限する場合にはその旨

- 7| 特定地方公共団体の長は、前項の場合において、その特定調達契約について地方自治法施行令第六十七条の十二第二項の規定により通知するときは、第七条第二項の規定により通知しなければならない事項のほか、前項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 8| 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札が二種類以上の物品等又は特定役務について行われるものである場合には、その入札は、物品等又は特定役務の種類異なるごとにその単価及び数量について行わなければならない。
- 9| 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、同価の入札をした者が二人以上あるときの落札者の決定については、入札数量の多い者を先順位の落札者とするものとし、入札数量が同一であるときは、地方自治法施行令第六十七条の九の規定の例によりくじで先順位の落札者を定めるものとする。
- 10| 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札数量が必要数量に達しないとき、又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、必要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第九号、第三項及び第四項の規定の例により、随意契約によることができる。
- 11| 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付する場合において、これらの競争入札に加わった者が五人に満たないときは、これらの競争入札を取り消すことができる。
- 12| 前項の規定により一般競争入札又は指名競争入札を取り消した場合に
は、入札書は、そのままこれを入札者に送付しなければならない。

13] 第十一項の規定により一般競争入札又は指名競争入札を取り消した場合には、地方自治法施行令第六十七條の二第一項第八号及び第二項の規定は、適用しない。

(随意契約)

第十一條 特定調達契約については、地方自治法施行令第六十七條の二第一項第五号、第八号若しくは第九号又は前条第十項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる。

一 四 (略)

(随意契約)

第十條 特定調達契約については、地方自治法施行令第六十七條の二第一項第五号、第八号又は第九号の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる。

一 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

二 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であつて、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

三 特定地方公共団体の委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品等（特定役務を含む。）の調達をする場合

五 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第四条から第九条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第六条の公告又は第七条第一項の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があるこ

四 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の百分の五十以下であるものの調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

五 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第四条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第六条の公告又は第七条第一項の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があること

とが明らかにされている場合に限る。

六 (略)

2 特定調達契約につき地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号又は第九号の規定により随意契約による場合には、同条第四項の規定は適用しない。

第十二条 (略)

第十三条 一部事務組合及び広域連合で特定地方公共団体の加入するものについては、この政令の規定は、準用しない。

第十四条 (略)

が明らかにされている場合に限る。

六 建築物の設計を目的とする契約をする場合であつて、当該契約の相手方が、総務大臣の定める要件を満たす審査手続により、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。ただし、当該契約が、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第二号に規定するその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する場合に限る。

2 特定調達契約につき地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号又は第九号の規定により随意契約による場合については、同条第四項の規定は適用しない。

(落札者等の公示)

第十一条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該特定地方公共団体の規則で定めるところにより公示をしなければならない。

(一部事務組合等に関する特例)

第十二条 一部事務組合及び広域連合で特定地方公共団体の加入するものについては、この政令の規定は準用しない。

(特定地方公共団体の規則への委任)

第十三条 この政令に規定するものを除くほか、特定調達契約について必

要な事項は、特定地方公共団体の規則でこれを定める。